

特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券取扱規則

1.総 則

【目的】

第 1 条 この規則は、北大阪急行電鉄株式会社(以下「当社」という)線内において、スルッと KANSAI の発行する第 1 種身体障害者・介護者および第 1 種知的障害者・介護者用特別割引 IC カード(以下「特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券」という)を使用して、当社を利用する場合の内容について定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

【変更】

第 2 条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【用語の意義】

第 3 条 この規則における用語の意義は、この特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券取扱規則に定めるもののほか、IC 証票乗車券取扱規則および旅客営業規則(以下「営業規則」という)等の定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「本人用カード」とは、第 1 種身体障害者または第 1 種知的障害者の本人が使用可能な特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券をいう。
- (2) 「介護者用カード」とは、本人用カードで当社線を乗車する際に介護者として同行する旅客のみが使用可能な特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券をいう。

【適用】

- 第 4 条 当社線における特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券の利用については、この特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券取扱規則を適用する。
- 2 この特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券取扱規則に定めのない事項は、IC 証票乗車券取扱規則および営業規則等の規定による。

2.特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券

【使用方法】

- 第 5 条 身体障害者または知的障害者は本人用カードを用いて乗車するときは、介護者を同行させ、IC 証票乗車券取扱規則第 14 条に規定する方法で同時に入場および出場しなければならないものとする。
- 2 前項の介護者は、本人用カードの記名人と同じ被介護者名が記載された介護者用カードを、必ず使用しなければならない。
- 3 記名人が車椅子を使用しているときは、介護者を 2 名まで同行させることができる。この場合、介護者用カードを使用しない介護者は、他の乗車券にて同行することができるものとする。
- 4 記名人が、本人用カード以外の乗車券を用いて乗車するときは、介護者は介護者用カードで乗車することはできない。

【運賃の適用】

- 第 6 条 前条の使用方法にて特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券を使用する場合、出場時に営業規則第 45 条第 1 項 1 号に規定する、当該区間の身体障害者および知的障害者特別割引を適用した運賃相当額を減額する。

【身体障害者手帳および療育手帳の携帯】

- 第 7 条 記名人は、本人用カードを用いて乗車するときは、身体障害者手帳または療育手帳を携帯し、係員の請求があった時はいつでも呈示しなければならない。

2 前項に規定する身体障害者手帳および療育手帳の呈示は、「ミライロID」の呈示をもって、これに代えることができる。ただし、この場合でも係員から請求のあったときは、身体障害者手帳または療育手帳をいつでも呈示しなければならない。

【無効となる場合】

第 8 条 特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券は、IC 証票乗車券取扱規則第 26 条の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、無効として取り扱う。

- (1) 介護者用カードを単独で使用したとき
- (2) 本人用カードを単独で使用したとき

2 IC 証票乗車券取扱規則第 26 条の規定または前項により本人用カードを無効として回収した場合、介護者用カードも無効として回収する。また、介護者用カードを無効として回収した場合、本人用カードも無効として回収する。

【使用停止】

第 9 条 IC 証票乗車券取扱規則第 26 条の規定のほか、前条に該当する事実が判明した場合、特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券を使用停止することがある。

- 2 前項の規定による使用停止に際し、記名人に対し、特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券発行者から情報を得て、告知する場合がある。
- 3 第 1 項の規定による使用停止に対し、当社はその責を負わない。

【免責事項】

第 10 条 IC 証票乗車券取扱規則第 7 条およびこの規則の第 8 条ならびに第 9 条の規定により、特別割引用 SF 式 IC 証票乗車券が使用できず、第 6 条に規定する運賃の割引が適用されない場合でも、当社はその責を負わない。